



島根県報

平成20年 4月15日 (火)
第 1,974 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|-----------------------------|-----------------|---|
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 1 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 | (") | 2 |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | (障 害 者 福 祉 課) | 2 |
| 応急入院指定病院の指定 | (") | 3 |
| 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 | (") | 3 |
| 平成19年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 | (農 畜 産 振 興 課) | 4 |
| 指定漁船調書の縦覧 | (水 産 課) | 4 |
| 包括外部監査契約の締結 | (監 査 委 員 事 務 局) | 4 |

公 告

| | | |
|----------------------|-------------|---|
| 基本測量の実施 | (用 地 対 策 課) | 5 |
| 基本測量の終了 | (") | 5 |
| 都市計画変更の図書の縦覧 (9 件) | (都 市 計 画 課) | 5 |
| 宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定 | (建 築 住 宅 課) | 8 |

告 示

島根県告示第353号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事 業 者 | | 実施する事業 | 事 業 所 | | 指 定 年月日 |
|--------------|-----------------------|----------|-------------------|-----------------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人かなぎ福祉会 | 浜田市金城町七条イ 1046番地 5 | 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム かなぎ園 | 浜田市金城町七条イ 1046番地 5 | 平成20年 4月 1日 |
| 社会福祉法人かなぎ福祉会 | 浜田市金城町七条イ 1046番地 5 | 居宅介護支援事業 | 緑ヶ丘居宅介護支援事業所 | 浜田市金城町七条イ 1046番地 5 | 平成20年 4月 1日 |
| 社会福祉法人かなぎ福祉会 | 浜田市金城町七条イ 1046番地 5 | 通所介護 | 緑ヶ丘デイサービスセンター | 浜田市浅井町122番地 2 | 平成20年 4月 1日 |
| 社会福祉法人かなぎ福祉会 | 浜田市金城町七条イ 1046番地 5 | 介護予防通所介護 | 緑ヶ丘デイサービスセンター | 浜田市浅井町122番地 2 | 平成20年 4月 1日 |
| 社会福祉法人かなぎ福祉会 | 浜田市金城町七条イ | 短期入所生活 | 短期入所生活介護事 | 浜田市金城町七条イ | 平成20年 |

| | | | | | |
|---------------|------------------|--------------|-------------------|------------------|-----------|
| 福祉会 | 1046番地5 | 介護 | 業所かなぎ園 | 1046番地5 | 4月1日 |
| 社会福祉法人かなぎ福祉会 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 介護予防短期入所生活介護 | 短期入所生活介護事業所かなぎ園 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 平成20年4月1日 |
| 社会福祉法人 湖北ふれあい | 松江市岡本町字新宮1138番地1 | 通所介護 | あいかの里第1デイサービスセンター | 松江市岡本町字新宮1138番地 | 平成20年4月1日 |
| 社会福祉法人 湖北ふれあい | 松江市岡本町字新宮1138番地1 | 介護予防通所介護 | あいかの里第1デイサービスセンター | 松江市岡本町字新宮1138番地 | 平成20年4月1日 |

島根県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業 者 | | 廃止する事業 | 事業 所 | | 廃 止 年月日 |
|---------------|------------------|--------------|-----------------|------------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人けいびん会 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホームかなぎ園 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 平成20年3月31日 |
| 社会福祉法人けいびん会 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 居宅介護支援事業 | 居宅介護支援事業所かなぎ園 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 平成18年3月31日 |
| 社会福祉法人けいびん会 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 居宅介護支援事業 | 緑ヶ丘居宅介護支援事業所 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 平成20年3月31日 |
| 社会福祉法人けいびん会 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 通所介護 | 緑ヶ丘デイサービスセンター | 浜田市浅井町122番地2 | 平成20年3月31日 |
| 社会福祉法人けいびん会 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 介護予防通所介護 | 緑ヶ丘デイサービスセンター | 浜田市浅井町122番地2 | 平成20年3月31日 |
| 社会福祉法人けいびん会 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 短期入所生活介護 | 短期入所生活介護事業所かなぎ園 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 平成20年3月31日 |
| 社会福祉法人けいびん会 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 介護予防短期入所生活介護 | 短期入所生活介護事業所かなぎ園 | 浜田市金城町七条イ1046番地5 | 平成20年3月31日 |
| 社会福祉法人 いわみ福祉会 | 浜田市金城町七条八559番地2 | 居宅介護支援事業 | 熱田介護支援事業所 | 浜田市熱田町493番地3 | 平成20年3月31日 |

島根県告示第355号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
|-------|------|-------------|--------------|--------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 高井 保幸 | 眼科 | 島根大学医学部付属病院 | 出雲市塩冶町89 - 1 | 平成20年 3 月27日 |
| 徳丸 睦 | 循環器科 | 島根大学医学部付属病院 | 出雲市塩冶町89 - 1 | 平成20年 3 月27日 |

島根県告示第356号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 4 第 1 項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成20年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------------|---------------|---------------|
| 医療法人社団清和会西川病院 | 浜田市港町293 - 2 | 平成20年 4 月 1 日 |
| 医療法人昌林会安来第一病院 | 安来市安来町899 - 1 | 平成20年 4 月 1 日 |

島根県告示第357号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関 | | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|-------------|---------------------|------------------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 松崎クリニック | 出雲市大津朝倉 3 丁目10 - 6 | 精神通院医療 | 平成20年 4 月 1 日 |
| 塩冶神前ふたば薬局 | 出雲市塩冶神前 5 丁目 1 - 12 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成20年 4 月 1 日 |
| ファーマシクにびき薬局 | 出雲市今市町2078 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成20年 4 月 1 日 |
| まごころ薬局 | 出雲市武志町733 - 4 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成20年 4 月 1 日 |
| ファーマシすこやか薬局 | 出雲市塩冶町1539 - 60 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成20年 4 月 1 日 |
| あすなる薬局 | 浜田市下府町94 - 2 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成20年 4 月 1 日 |
| オリーブ薬局邑南店 | 邑智郡邑南町中野3846 - 10 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成20年 4 月 1 日 |
| 末次調剤薬局 | 松江市末次町60 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成20年 4 月 1 日 |

島根県告示第358号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく平成19年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 種畜証明書番号 | 名 前 (登録・登記番号) | 品 種 | 検査成績 |
|--------------------|------------------|-----------|------|
| 平19 島根県臨 第8号 | 桐花福(黒原4983) | 牛 黒毛和種 | 1級 |

島根県告示第359号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

- 出雲市湖陵町大池1936 - 1 石飛正美
- ” 湖陵町差海981 - 1 桑原朋己
- ” 湖陵町二部1438 - 1 森山 誠

(2) 加入区

湖陵町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第360号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成20年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成20年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、1,720万円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

熱田雅夫 松江市南田町130 - 1

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成20年 4 月 7 日から平成20年 3 月27日まで

3 作業地域

県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、次の基本測量は、平成20年 3 月24日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成19年 4 月 9 日から平成20年 3 月24日まで

3 作業地域

県内全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画臨港地区

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画用途地域
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画道路
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画公園
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画緑地

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画駐車場

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画ごみ焼却場

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画汚物処理場

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画火葬場

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第18条第1項の規定により知事の登録を受けている者で宅地建物取引主任者証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

平成20年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称、住所及び連絡先

社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210 - 1 0852 - 23 - 6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

| 開催年月日 | 時 間 | 会 場 名 | 所 在 地 |
|---------------|------------------------|--------|-------------------|
| 平成20年7月11日（金） | 午前9時50分から午後4時 10分まで | 浜田建設会館 | 浜田市原井町908 - 28 |
| 平成20年7月18日（金） | 午前9時50分から午後4時 10分まで | ホテル穴道湖 | 松江市西嫁島2 - 10 - 16 |
| 平成21年1月9日（金） | 午前9時50分から午後4時 10分まで | 浜田建設会館 | 浜田市原井町908 - 28 |
| 平成21年1月16日（金） | 午前9時50分から午後4時 10分まで | ホテル穴道湖 | 松江市西嫁島2 - 10 - 16 |

3 受講料

11,000円